

山口県報

平成23年
5月13日
(金曜日)

目次

| | |
|--------------------------------------|---|
| 規則 | 一 |
| 山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課) | 一 |
| 山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則(都市計画課) | 一 |
| 告示 | 一 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) | 三 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(二件)(砂防課) | 三 |
| 道路の位置の指定(建築指導課) | 四 |
| 公告 | 四 |
| 契約の締結(税務課) | 四 |
| 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課) | 四 |
| 開発行為に関する工事の完了(建築指導課) | 五 |
| 教委公告 | 五 |
| 平成二十四年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施 | 五 |
| 選管告示 | 五 |
| 不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正 | 二 |
| 公安委告示 | 二 |
| 警備員等の検定の実施 | 二 |



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月十三日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十一号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

- 第三十二条第二号二中「別表第二の三の項」を「別表第二の一の項」に改める。
- 第三十二条の二第二号二中「別表第二の四の項」を「別表第二の二の項」に改める。
- 第三十六条第二号二中「別表第二の七の項」を「別表第二の五の項」に改める。
- 第七十四条第二号、第七十五条第二号並びに第七十五条の二第三号及び第四号中「平成二十二年」における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年」等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月十三日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十二号

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山口県使用料手数料条例施行規則(昭和六十年山口県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

- 別表第一の六の表を次のように改める。
- 六 多目的ドーム使用料、サッカー・ラグビー場使用料、スポーツ広場使用料、多目的広場使用料及び水泳プール使用料のうちフィールド、第二セミナールム、サッカー・ラグビー場、スポーツ広場、多目的広場、五十メートルプール又は二十五メートルプールの一部を専用使用する場合の使用料の額

| 区分 | 単位 | 金額 | 備考 |
|----------|---------------|--|---|
| フィールド | 基準面積の十二分の一につき | フィールド、第二セミナールム、サッカー・ラグビー場、スポーツ広場、多目的広場、五十メートルプール | 「基準面積」とは、フィールド、第二セミナールム、サッカー・ラグビー場、スポーツ広場、多目的広場、五十メートルプールのそれぞれの面積をいう。 |
| 第二セミナールム | 基準面積の三分の一につき | フィールド、第二セミナールム、サッカー・ラグビー場、スポーツ広場、多目的広場、五十メートルプール | |

別表第一の七の表中「及びビーチバレー場使用料」を、「ビーチバレー場使用料及び水泳プール使用料」に改め、同表体育器具等の項を次のように改める。

| | |
|-----------|-------|
| 野 球 | 三百六十円 |
| ソフトボール | 百八十円 |
| サッカー | 六百円 |
| サッカー(子供用) | 三百七十円 |
| ラグビー | 六百三十円 |
| ホッケー | 三百三十円 |
| フットサル | 二百三十円 |
| バレーボール | 四百二十円 |
| バドミントン | 百四十円 |
| インディアカ | 百四十円 |
| 庭 球 | 四百二十円 |
| テニスボール | 六十円 |
| ゲートボール | 八十円 |
| クロック | 八十円 |
| グラウンドゴルフ | 百三十円 |
| ターゲットボード | 三百二十円 |
| ゴルフ | 三百二十円 |
| ディスクゴルフ | 八百五十円 |
| ベタ | 二百三十円 |

専用使用の場合にあつては、その使用する時間を、個人使用の場合一合にあつては三時間をそれぞれ一回として計算する。

| | | |
|---------|--------------|---------------|
| サッカー | 基準面積の二分の一につき | 又は、トールブルームール全 |
| グランド | 基準面積の二分の一につき | 部を専用使用する料 |
| スポーツ広場 | 基準面積の六分の | 割合を乗じて得た |
| 多目的広場 | 基準面積の六分の | た額(十円未満の |
| 五メートル | 基準面積の十分の一につき | の端数を四捨五 |
| 十メートル | 基準面積の十分の一につき | 入した額) |
| 二十五メートル | 基準面積の八分の | |
| 五十メートル | 基準面積の八分の | |

附 則

| | | |
|--------------|---------|----------------|
| 水 球 | 五百九十円 | 一時間を一回として計算する。 |
| 競泳用計時装置 | 八百円 | |
| 水中スピーカー | 三百九十円 | |
| 運動会 | 九千二百円 | |
| ビーチバレー | 三百二十円 | |
| ピッチングマシン | 八百三十円 | |
| ピッチングケージ | 六十円 | |
| バッテリーケージ | 千二十円 | |
| トスケージ | 七十円 | |
| パットケース | 四百七十円 | |
| ゲートボールフェンス | 五十円 | |
| 屋根付きベンチ | 六百六十円 | |
| ストップウォッチ | 六十円 | |
| スポーツタイマー | 八十円 | |
| デジタルスポーツタイマー | 八百四十円 | |
| 移動ステージ | 三百六十円 | |
| 音響反射板 | 八百十円 | |
| 演奏者用譜面台 | 八十円 | |
| 指揮者用譜面台 | 二百八十円 | |
| 指揮 台 | 五百二十円 | |
| 演 台 | 百八十円 | |
| スタンドパネル | 八十円 | |
| ポールパーティーション | 七十円 | |
| フロアシート | 百八十円 | |
| 電子黒板 | 二百十円 | |
| 放送装置 | 二千七百七十円 | |

この規則は、平成二十三年五月十四日から施行する。



山口県告示第二百九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十三年五月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 区域の名称
相原地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた区域

| 市 名 | 大 字 名 | 字 名 | 地 番 | 標 柱 番 号 |
|-------|-------|-----------|----------------|---------|
| 山 口 市 | 江 崎 | 大 拝 山 西 向 | 二二〇の三及び二二〇の五地内 | 一号 |
| " | " | " | 一一一の二 | 二号 |
| " | " | " | 一一一の二 | 三号 |
| " | " | " | 一一七第六 | 四号 |
| " | " | " | 一一七第六 | 五号 |
| " | 相 原 東 | " | 一四〇九の一 | 六号 |
| " | " | " | 一四〇九の一 | 七号 |

山口県告示第二百十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十六年山口県告示第三百七十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 福浦第二地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた区域

| 市 名 | 町 名 | 地 番 | 標 柱 番 号 |
|-------|-----------------|----------|---------|
| 下 関 市 | 彦 島 福 浦 町 一 丁 目 | 四二九三 | 一号 |
| " | " | 六〇〇六の二 | 二号 |
| " | " | 六〇〇六の一 | 三号 |
| " | " | 六〇〇六の一 | 四号 |
| " | " | 二七九六の一 | 五号 |
| " | " | 六〇〇四の二 | 六号 |
| " | " | 六〇〇四の一 | 七号 |
| " | " | 六〇〇四の一 | 八号 |
| " | " | 六〇〇〇 | 九号 |
| " | " | 五九九九の九 | 十号 |
| " | " | 二七五〇の九 | 十一号 |
| " | " | 二七五一の二 | 十二号 |
| " | " | 二七五一の四 | 十三号 |
| " | " | 二七六一 | 十四号 |
| " | " | 二七六一地先 | 十五号 |
| " | " | 二七六〇 | 十六号 |
| " | " | 二七五五の二地先 | 十七号 |
| " | " | 二七八六の六地先 | 十八号 |

山口県告示第二百十一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十九年山口県告示第七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月十三日

山口県知事 二井 関成

福浦第二(1)地区に関する部分及び福浦第二(2)地区に関する部分を削る。

山口県告示第二百十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十三年五月十三日

山口県知事 二井 関成

| 地名及び番地 | 幅 (メートル) | 延 (メートル) | 道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) |
|------------------------|-------------|-------------|---------------------------|
| 下松市望町四丁目五七四の三六及び五七四の三八 | 四・〇 | 九五・六 | 五一八・〇五 |
| 下松市大字末武上字大王五五四の六 | 〇・八 | 六七・七 | 五四・六五 |
| 下松市潮音町二丁目一八八の六 | 六・〇 | 二七・七 | 一七〇・七九 |



(二四九) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十三年五月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地
岩国県税事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量
電気 五百四万九千キロワット時

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十三年三月二十九日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社エネット 東京都港区芝公園二丁目六番三号

六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)

八千九百八十一万二千四百九十四円

七 入札公告日

平成二十三年二月十五日

八 その他

(一) 契約担当者

岩国県税事務所長 原田 尚

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

(二五〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年十二月七日山口県公告(四〇〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり萩市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年五月十三日から同年六月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び萩市商工観光部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年五月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ザ・ビッグ萩店
所在地 萩市大字椿二二一五の一
- 二 意見の概要

交通に係る事項及び街並みづくり等について配慮を求める。

(二五二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年十二月二十一日山口県公告(四一五)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年五月十三日から同年六月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年五月十三日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 シーモール下関ショッピングセンター

所在地 下関市竹崎町四丁目一の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二五三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年十二月二十四日山口県公告(四二〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年五月十三日から同年六月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市商工観光部商工政策課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年五月十三日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 周陽タウン

所在地 周南市周陽一丁目二番三三三号

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項等について配慮を求める。

(二五三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十三年五月十三日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市潮音町三丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市潮音町五丁目六番一号

金田 清治



公 告

平成二十四年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施

平成二十四年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施します。

平成二十三年五月十三日

山口県教育委員会

一 目的

この試験は、平成二十四年度における教員(山口県公立学校教員の採用に関する規則(平成三年山口県教育委員会規則第三号)第一条に規定する教員をいう。)としての採用を志願する者について、その採用に当たつての選考資料とするために実施するものです。

二 選考区分、校種等、教科(科目等)及び採用見込者数

選考区分並びに試験を行う校種等、教科(科目等)及び採用見込者数は、次の表のとおりです。

| 考 | 選考区分 | 校種等 | 教科(科目等) | 採用見込者数 |
|---|------|-----|---------|-------------------------------|
| | 小 | 学 | 校 | 百四十人程度 |
| | | | | 理科 五十八人程度 数学 十六人 程度 十二人 |

| 社会人特別選考 | | 一般 | | | | 選 | |
|-----------|-----|-------|-----------|-----------|-----------|--|--|
| 中学校 | 小学校 | 養護教諭 | 特別支援学校高等部 | 特別支援学校中学部 | 特別支援学校小学部 | 高等学校 | 中学校 |
| 一般選考に準ずる。 | | | 高等学校に準ずる。 | 中学校に準ずる。 | | 国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健 | 国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健 |
| 若干人 | 若干人 | 二十人程度 | 三人程度 | 三人程度 | 四人程度 | 国語(英語) 六人程度 数学(英語) 六人程度 理科(物理) 六人程度 音楽 六人程度 美術 六人程度 保健 六人程度 外国語(英語) 六人程度 社会 六人程度 家庭 六人程度 技術 六人程度 体育 六人程度 | 国語(英語) 六人程度 数学(英語) 六人程度 理科(物理) 六人程度 音楽 六人程度 美術 六人程度 保健 六人程度 外国語(英語) 六人程度 社会 六人程度 家庭 六人程度 技術 六人程度 体育 六人程度 |

| 対象とした選考 | 身体障害者 | 別選考 | 理療科 | 芸術特別 | スポーツ | |
|---------------------|--------------------|--------------------|-----------|----------------|------------|-----------|
| 高等学校(特別支援学校の高等部を含む) | 中学校(特別支援学校の中学部を含む) | 小学校(特別支援学校の小学部を含む) | 特別支援学校高等部 | 高等学校 | 中学校 | 高等学校 |
| 一般選考に準ずる。 | 一般選考に準ずる。 | 一般選考に準ずる。 | 理療 | 保健体育 芸術(音楽 美術) | 音楽 美術 保健体育 | 一般選考に準ずる。 |
| 五人程度 | 五人程度 | 一人程度 | 一人程度 | 若干人 | 若干人 | 若干人 |

注 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の校種等における採用者については、小学校、中学校及び高等学校との人事交流は行いません。

三 受験資格

(一) 一般選考

1 教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

1 次のいずれかに該当する者

(1) 昭和四十七年四月二日(高等学校及び特別支援学校高等部の農業、工業、商業及び水産の教科の志願者にあつては、昭和四十二年四月二日)以降に生まれたる者

(2) 昭和三十七年四月二日以降に生まれ、現に他の都道府県において国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)

2 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)に基づき授与された各相当の普通免許状を有する者又は平成二十四年三月三十一日までに当該普通免許状を有する者となる見込みの者

3 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号並びに民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者のいずれにも該当しない者

4 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の志願者にあつては、教育職員免許法に基づき授与された盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校の教員の普通免許状を有する者又は平成二十四年三月三十一日までに当該普通免許状を有する者

となる見込みの者

- 5 水産(航海系)の志願者にあつては、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四十九号)に基づき交付された一級海技士(航海)、二級海技士(航海)若しくは三級海技士(航海)に係る海技免状を有する者又は平成二十四年三月三十一日までに当該海技免状を有する者となる見込みの者

- 6 水産(機関系)の志願者にあつては、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づき交付された一級海技士(機関)、二級海技士(機関)若しくは三級海技士(機関)に係る海技免状を有する者又は平成二十四年三月三十一日までに当該海技免状を有する者となる見込みの者

(二) 社会人特別選考

- 1 現に民間企業等に五年以上継続勤務している者

- 2 昭和四十七年四月二日以降に生まれた者又は平成二十三年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第二次試験の不合格者のうち総合成績がAであるもの(平成二十三年度と同一の選考区分の校種等の教科(科目等)を志願する場合に限る。以下「特例志願者」という。)

(三) スポーツ・芸術特別選考

- 1 次のいずれかに該当する者

- (1) オリンピック競技大会、世界選手権大会等の国際的な規模のスポーツの競技会に日本代表選手として出場した者又は日本選手権大会等の全国的な規模のスポーツの競技会に出場して四位以内に入賞し、かつ、その競技に係る技能を一定の期間維持した者(団体が競技する種目にあつては、正選手であつた者に限る。)

- (2) 芸術の分野における国際的なコンクール、展覧会等において優秀な成績を収めた者又は全国的なコンクール、展覧会等において極めて優秀な成績を収めた者

(四) 理療科教諭特別選考

- 1 次のいずれかの採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

- (1) (一)の2に掲げる者

- (2) あん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証及びきゅう師免許証を有し、あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師として五年以上の実務経験を有する者

- 2 次のいずれかに該当する者

- (1) 昭和四十七年四月二日以降に生まれた者
- (2) 昭和四十二年四月二日以降に生まれ、現に他の都道府県において国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)
- (3) 特例志願者

(五) 身体障害者を対象とした選考

- 1 身体障害者手帳の交付を受けている者
- 2 職務の遂行について介護を要しない者
- 3 (一)に掲げる者

四 受付の期間等

平成二十三年五月十三日(金曜日)から同年六月三日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます(郵送の場合は、六月三日までの消印のあるものに限ります。)

なお、郵送の場合は、封筒の表に「教員志願書類在中」の表示並びに試験地、選考区分、校種等及び教科名を朱書きし、平成二十三年五月三十日以降は、全て速達としてください。

五 志願手続

志願者は、次に掲げる書類等を、山口県教育庁教職員課(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一))に提出してください。

なお、(一)から(五)までに掲げる書類は、山口県教育委員会が作成した用紙を使用してください。

- (一) 教員採用志願書

- (二) 受験票

- (三) 志願登録票

- (四) 自己推薦票

- (五) 社会人、スポーツ・芸術、理療科教諭特別選考志願者申告票

- (六) 現に国公立学校又は私立学校に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)にあつては、その所属する学校の校長が発行する在職

証明書

- (七) スポーツ・芸術特別選考の志願者にあつては、競技歴並びに入賞した競技会、コンクール等の正式名称、主催者、開催の年月日、開催の場所及び成績を記載した書面並びに当該成績を確認することができる書類の写し(当該書面及び書類の写しの用紙の大きさは、日本工業規格A列四とする。)
- (八) 身体障害者を対象とした選考の志願者にあつては、身体障害者手帳の写し
- 六 インターネットを利用する方法による志願手続
 - (一) 一般選考の志願者(五の(六)に規定する者を除く。)は、インターネットを利用する方法により志願することができます。
 - (二) 志願の受付の期間
平成二十三年五月十三日(金曜日)午前九時から同月二十七日(金曜日)午後五時まで
- 七 志願上の留意点
 - (一) 志願書類等が不備であるものは、受理しません。
 - (二) 受験票は、七月上旬に送付します。
 - (三) 志願は、二の表に掲げる校種等の教科(科目等)のいずれか一に限りすることができます。
ただし、次に掲げる場合は、この限りではありません。
 - 1 一般選考を志願する場合において、中学校の音楽と特別支援学校中学部の音楽とを併せて志願するとき。
 - 2 一般選考を志願する場合において、中学校の美術と特別支援学校中学部の美術とを併せて志願するとき。
 - 3 一般選考を志願する場合において、高等学校の芸術(音楽)と特別支援学校高等部の芸術(音楽)とを併せて志願するとき。
 - 4 一般選考を志願する場合において、高等学校の芸術(美術)と特別支援学校高等部の芸術(美術)とを併せて志願するとき。
 - 5 スポーツ・芸術特別選考を志願する場合において、中学校の保健体育と高等学校の保健体育とを併せて志願するとき。
 - 6 スポーツ・芸術特別選考を志願する場合において、中学校の音楽と高等学校の芸術(音楽)とを併せて志願するとき。
 - 7 スポーツ・芸術特別選考を志願する場合において、中学校の美術と高等学校の芸術(美術)とを併せて志願するとき。
- (四) 志願書類受付後の選考区分、校種等、教科(科目等)及び試験地の変更は、認めません。

- (五) 車椅子の使用、点字による受験等を希望する場合は、出願前に連絡してください。
- 八 志願書類の請求
志願に必要な書類は、山口県教育庁教職員課に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「教員志願書類請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。同時に二部請求する場合には、六十円分の切手を割増郵送料として追加してください。
- 九 受験資格等の確認に必要な書類の提出
次に掲げる書類等を第一次試験の初日(特例志願者にあつては、第二次試験の初日)に提出してください。
なお、(二)から(九)までに掲げる書類等は、試験地、選考区分、校種等及び教科(科目等)を表に明記した封筒に入れて提出してください。
- (一) 整理票
- (二) 志願しようとする校種等の受験資格に係る免許状の写し又は免許状取得見込証明書(聴講生又は科目等履修生として単位修得中の者にあつては、受講証明書及び卒業した大学の単位修得証明書)
- (三) (二)に掲げるもののほか、志願者が有する普通免許状(校種等及び教科が同一であるもの)については、そのうち最も上位であるものに限る。()の写し又は免許状取得見込証明書
- (四) 最終卒業学校又は在学中の学校の成績証明書(開封無効)(大学院等の修了者及び在学者並びに大学を卒業した後通信教育を受講した者及び受講中の者にあつては卒業した大学の成績証明書、教員養成機関の卒業生及び卒業見込みの者にあつては当該教員養成機関の成績証明書、短期大学等を卒業した後四年制大学へ編入学した者にあつては卒業した短期大学等の成績証明書及び編入学した四年制大学の成績証明書)
- (五) 司書教諭の講習を修了した者にあつては、修了証書の写し
- (六) 財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の一級、準一級又は二級に合格した者(中学校及び高等学校の外国語(英語)の志願者を除く。)にあつては同協会の発行する合格証明書(開封無効)又は合格を証明できる書類の写し、国際教育交換協議会が実施するTOEFLにおいて五百点以上(コンピュータ版のものにあつては百七十三点以上、インターネット版のものにあつては六十一点以上)を取得した者又は財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEICにおいて六百五十点以上を取得した者(中学校及び高等学校の外国語(英語)

| | | | | | | | | |
|--|--|------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|
| 第一次試験 平成二十三年七月十六日及び十七日(土曜日)及び十七日(日曜日) | | 区分 | 期日 | 試験地 | 選考区分 | 校種等(教科) | 会場 | 所在地 |
| 山口県 | | 社会人特別選考 | 一般選考 | 養護教諭学校 | 小中学校 | 小中学校 | 山口県立西京高等学校 | 山口市黒川二五八〇の一 |
| | | 高(一般選考)中学校 | 中(一般選考)小学校 | 小(一般選考)小学校 | 小(一般選考)小学校 | 小(一般選考)小学校 | 山口県立山口高等学校 | 山口市糸米二丁目九番一号 |
| | | 高(一般選考)中学校 | 中(一般選考)小学校 | 小(一般選考)小学校 | 小(一般選考)小学校 | 小(一般選考)小学校 | 山口県立山口高等学校 | 山口市糸米二丁目九番一号 |
| | | 高(一般選考)中学校 | 中(一般選考)小学校 | 小(一般選考)小学校 | 小(一般選考)小学校 | 小(一般選考)小学校 | 山口県立山口高等学校 | 山口市糸米二丁目九番一号 |
| | | 高(一般選考)中学校 | 中(一般選考)小学校 | 小(一般選考)小学校 | 小(一般選考)小学校 | 小(一般選考)小学校 | 山口県立山口高等学校 | 山口市糸米二丁目九番一号 |
| | | 高(一般選考)中学校 | 中(一般選考)小学校 | 小(一般選考)小学校 | 小(一般選考)小学校 | 小(一般選考)小学校 | 山口県立山口高等学校 | 山口市糸米二丁目九番一号 |
| | | 高(一般選考)中学校 | 中(一般選考)小学校 | 小(一般選考)小学校 | 小(一般選考)小学校 | 小(一般選考)小学校 | 山口県立山口高等学校 | 山口市糸米二丁目九番一号 |
| | | 高(一般選考)中学校 | 中(一般選考)小学校 | 小(一般選考)小学校 | 小(一般選考)小学校 | 小(一般選考)小学校 | 山口県立山口高等学校 | 山口市糸米二丁目九番一号 |
| | | 高(一般選考)中学校 | 中(一般選考)小学校 | 小(一般選考)小学校 | 小(一般選考)小学校 | 小(一般選考)小学校 | 山口県立山口高等学校 | 山口市糸米二丁目九番一号 |

の志願者を除く。)にあつては成績を証明できる書類の写し

(七) 中学校及び高等学校の外国語(英語)の志願者のうち、財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の一級に合格した者にあつては同協会の発行する合格証明書(開封無効)又は合格を証明できる書類の写し、国際教育交換協議会が実施するTOEFLにおいて五百九十点以上(コンピュータ版のものにあつては二百四十三点以上、インターネット版のものにあつては九十七点以上)を取得した者又は財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEICにおいて八百六十点以上を取得した者にあつては成績を証明できる書類の写し

(八) 水産(航海系)及び水産(機関系)の志願者にあつては、志願しようとする教科(科目等)の受験資格に係る海技免状の写し又は海技免状の取得の見込みについて記載した書面

(九) 医療科教諭特別選考の志願者にあつては、あん摩マッサージ指圧師免許証の写し、はり師免許証の写し及びきゅう師免許証の写し

試験の期日及び会場

| | | | | |
|------------------|---|-----|------|--------------------|
| 平成二十三年七月十六日(土曜日) | 筆記試験 | 受 | 実施事項 | 期日 |
| その他志願者 | 中学校の音楽、美術、保健体育、家庭及び外国語の志願者、高等学校の保健体育、芸術及び外国語の志願者並びに養護教諭の志願者 | 諸連絡 | 職業専門 | 午後零時二十分から午後一時五十分まで |
| その他志願者 | 中学校の音楽、美術、保健体育、家庭及び外国語の志願者、高等学校の保健体育、芸術及び外国語の志願者並びに養護教諭の志願者 | 諸連絡 | 職業専門 | 午後零時二十分から午後一時五十分まで |
| その他志願者 | 中学校の音楽、美術、保健体育、家庭及び外国語の志願者、高等学校の保健体育、芸術及び外国語の志願者並びに養護教諭の志願者 | 諸連絡 | 職業専門 | 午後零時二十分から午後一時五十分まで |
| その他志願者 | 中学校の音楽、美術、保健体育、家庭及び外国語の志願者、高等学校の保健体育、芸術及び外国語の志願者並びに養護教諭の志願者 | 諸連絡 | 職業専門 | 午後零時二十分から午後一時五十分まで |
| その他志願者 | 中学校の音楽、美術、保健体育、家庭及び外国語の志願者、高等学校の保健体育、芸術及び外国語の志願者並びに養護教諭の志願者 | 諸連絡 | 職業専門 | 午後零時二十分から午後一時五十分まで |
| その他志願者 | 中学校の音楽、美術、保健体育、家庭及び外国語の志願者、高等学校の保健体育、芸術及び外国語の志願者並びに養護教諭の志願者 | 諸連絡 | 職業専門 | 午後零時二十分から午後一時五十分まで |
| その他志願者 | 中学校の音楽、美術、保健体育、家庭及び外国語の志願者、高等学校の保健体育、芸術及び外国語の志願者並びに養護教諭の志願者 | 諸連絡 | 職業専門 | 午後零時二十分から午後一時五十分まで |
| その他志願者 | 中学校の音楽、美術、保健体育、家庭及び外国語の志願者、高等学校の保健体育、芸術及び外国語の志願者並びに養護教諭の志願者 | 諸連絡 | 職業専門 | 午後零時二十分から午後一時五十分まで |
| その他志願者 | 中学校の音楽、美術、保健体育、家庭及び外国語の志願者、高等学校の保健体育、芸術及び外国語の志願者並びに養護教諭の志願者 | 諸連絡 | 職業専門 | 午後零時二十分から午後一時五十分まで |

十一 試験の実施事項及び日程

(一) 第一次試験

1 一般選考及び身体障害者を対象とした選考

注 / 特別志願者に対しては、第一次試験を免除します。

2 特別支援学校小学部は小学校、中学部は中学校、高等部は高等学校の試験地でそれぞれ受験することになります。

3 小学校、中学校(数学 理科)及び高等学校(数学 理科 農業 工業 商業 水産)の志願者は、第一次試験について、山口県又は神奈川県内のいずれかの試験地を選ぶことができます。

| | | | | | | | | | |
|-------|-----------------------------|-----|------|-----|------|-------------|-----------|-------------|------------|
| 第二次試験 | 平成二十三年八月二十日(土曜日)及び二十一日(日曜日) | 山口県 | 神奈川県 | 理療科 | 教諭特別 | スポーツ・芸術特別選考 | 中(音楽美術)学校 | 山口県立山口中高等学校 | 山口市宮島町六番一号 |
| 第二次試験 | 平成二十三年八月二十日(土曜日)及び二十一日(日曜日) | 山口県 | 神奈川県 | 理療科 | 教諭特別 | スポーツ・芸術特別選考 | 中(音楽美術)学校 | 山口県立山口中高等学校 | 山口市宮島町六番一号 |
| 第二次試験 | 平成二十三年八月二十日(土曜日)及び二十一日(日曜日) | 山口県 | 神奈川県 | 理療科 | 教諭特別 | スポーツ・芸術特別選考 | 中(音楽美術)学校 | 山口県立山口中高等学校 | 山口市宮島町六番一号 |
| 第二次試験 | 平成二十三年八月二十日(土曜日)及び二十一日(日曜日) | 山口県 | 神奈川県 | 理療科 | 教諭特別 | スポーツ・芸術特別選考 | 中(音楽美術)学校 | 山口県立山口中高等学校 | 山口市宮島町六番一号 |
| 第二次試験 | 平成二十三年八月二十日(土曜日)及び二十一日(日曜日) | 山口県 | 神奈川県 | 理療科 | 教諭特別 | スポーツ・芸術特別選考 | 中(音楽美術)学校 | 山口県立山口中高等学校 | 山口市宮島町六番一号 |
| 第二次試験 | 平成二十三年八月二十日(土曜日)及び二十一日(日曜日) | 山口県 | 神奈川県 | 理療科 | 教諭特別 | スポーツ・芸術特別選考 | 中(音楽美術)学校 | 山口県立山口中高等学校 | 山口市宮島町六番一号 |
| 第二次試験 | 平成二十三年八月二十日(土曜日)及び二十一日(日曜日) | 山口県 | 神奈川県 | 理療科 | 教諭特別 | スポーツ・芸術特別選考 | 中(音楽美術)学校 | 山口県立山口中高等学校 | 山口市宮島町六番一号 |
| 第二次試験 | 平成二十三年八月二十日(土曜日)及び二十一日(日曜日) | 山口県 | 神奈川県 | 理療科 | 教諭特別 | スポーツ・芸術特別選考 | 中(音楽美術)学校 | 山口県立山口中高等学校 | 山口市宮島町六番一号 |
| 第二次試験 | 平成二十三年八月二十日(土曜日)及び二十一日(日曜日) | 山口県 | 神奈川県 | 理療科 | 教諭特別 | スポーツ・芸術特別選考 | 中(音楽美術)学校 | 山口県立山口中高等学校 | 山口市宮島町六番一号 |
| 第二次試験 | 平成二十三年八月二十日(土曜日)及び二十一日(日曜日) | 山口県 | 神奈川県 | 理療科 | 教諭特別 | スポーツ・芸術特別選考 | 中(音楽美術)学校 | 山口県立山口中高等学校 | 山口市宮島町六番一号 |

| 期 日 | 受 験 種 別 | 実 施 事 項 | 日 程 | 注 | | | |
|------------------|---------|---------|--------------------|-------------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | | | | 実 験 | 試 験 | 筆 記 試 験 | 面 接 |
| 平成二十三年七月十六日(土曜日) | 個人 | 受 験 種 別 | 午前十時五十分から午後五時二十分まで | 美術実技(中学校及び高等学校の美術)の志願者 | 技術実技(中学校の技術の志願者) | 家庭実技(中学校の家庭の志願者) | 英語リスニング(中学校及び高等学校)の志願者 |
| 平成二十三年七月十七日(日曜日) | 集団 | 受 験 種 別 | 午前九時四十分から午後五時三十分まで | 特別支援教育専門(特別支援学校小学部)の志願者 | 特別支援教育専門(特別支援学校小学部)の志願者 | 特別支援教育専門(特別支援学校小学部)の志願者 | 特別支援教育専門(特別支援学校小学部)の志願者 |
| 平成二十三年七月十七日(日曜日) | 個人 | 受 験 種 別 | 午前九時十分から午前十時まで | 音楽実技(中学校及び高等学校の音楽)の志願者 | 体育実技(中学校及び高等学校の保健体育)の志願者 | 英語スピーキング(中学校及び高等学校)の志願者 | 養護に関する実技(養護教諭の志願者) |

注 / 現に他の都道府県において一般選考に相当する選考区分又は身体障害者を対象とした選考に相当する選考区分により採用されて国公立の小中学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)に対しては、教職専門に係る筆記試験を免除します。

2 特別支援学校中学部及び高等部の志願者の教科専門及び実技は、中学部は中学校、高等部は高等学校でそれぞれ受験することになります。

2 社会人特別選考、スポーツ・芸術特別選考及び物理療科教諭特別選考

| 期 日 | 受 験 種 別 | 実 施 事 項 | 日 程 | 注 | | | |
|-------------------|---------|---------|--------------------|-------------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | | | | 実 験 | 試 験 | 筆 記 試 験 | 面 接 |
| 平成二十三年八月二十一日(日曜日) | 個人 | 受 験 種 別 | 午前八時から午前八時五十分まで | 音楽実技(中学校、高等学校並に特別支援学校の音楽の志願者) | 特別支援教育専門(特別支援学校小学部)の志願者 | 特別支援教育専門(特別支援学校小学部)の志願者 | 特別支援教育専門(特別支援学校小学部)の志願者 |
| 平成二十三年八月二十一日(日曜日) | 個人 | 受 験 種 別 | 午前八時五十分から午前九時五十分まで | 音楽実技(中学校、高等学校並に特別支援学校の音楽の志願者) | 特別支援教育専門(特別支援学校小学部)の志願者 | 特別支援教育専門(特別支援学校小学部)の志願者 | 特別支援教育専門(特別支援学校小学部)の志願者 |
| 平成二十三年八月二十一日(日曜日) | 個人 | 受 験 種 別 | 午前八時五十分から午前九時五十分まで | 音楽実技(中学校、高等学校並に特別支援学校の音楽の志願者) | 特別支援教育専門(特別支援学校小学部)の志願者 | 特別支援教育専門(特別支援学校小学部)の志願者 | 特別支援教育専門(特別支援学校小学部)の志願者 |

注 特別支援学校小学部の志願者の実技は、小学校で受験することになります。

十二 試験の内容並びに評価及び選考の方法

(一) 試験の項目及び評価の視点

1 第一次試験

(1) 一般選考及び身体障害者を対象とした選考

| 試験の項目 | 内 容 | 評 価 の 視 点 |
|----------|--|--|
| 教 職 専 門 | 教育法規、教育心理、教育原理、学習指導、生徒指導、一般教育、特別支援教育及び小学校教育、社会、算数、理科、国語、図画工作、家庭、外国語、活動 | 教員として必要な教職専門分野に関する知識及び理解 |
| 養 護 教 諭 | 志願する教科と同一の教科の教科及び科目等と同一の教科及び科目等 | 教科等の指導に必要な専門的知識及び理解 |
| 特別支援教育専門 | 養護教諭の職務、衛生学、解剖学、生理学、栄養学、精神保健、学校保健 | 特別支援学校の教員として必要な専門的知識及び理解 |
| 特別支援教育 | 特別支援教育 | 特別支援教育の内容及びその項目について、生徒を指導する上で必要な知識及び技能の習得の状況並びに運動に及び組む態度 |
| 音楽実技 | 任意の音楽曲又は任意のピアノ曲の演奏、課題曲の演奏、任意の楽器の演奏、任意の楽器の演奏、任意の楽器の演奏 | 歌唱及び演奏に関する技能、表現力並びに指導力 |

| 個人面接等 | 試験項目 | 2 第二次試験 | 集団面接 | 個人面接 | 試験の項目 | 試験の内容 | 評価の視点 | 個人面接及び適性検査 | 評価の視点 | 集団面接 | 実技 | 試験 | 試験の内容 | 評価の視点 | | | | | | | | | | | | |
|-------|------|---------|----------------------|---|--------------------------------------|-------------------------|----------------------------------|---------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------------|----------------------------------|--|---|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|---|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | | | | | | | | | | | | | | | 養護に関する実技(養護教諭の志願者) | 部及び高等部の英語の志願者) | 英語スピーキング(中学校、高等学校並びに特別支援学校中等部及び高等部の英語の志願者) | 英語リスニング(中学校、高等学校並びに特別支援学校中等部及び高等部の英語の志願者) | 家庭実技(中学校及び特別支援学校中等部の技術の志願者) | 技術実技(中学校及び特別支援学校中等部の技術の志願者) | 美術実技(中学校及び特別支援学校中等部の美術の志願者) | | | | | |
| | | | 討議 | 討議 | 職業専門試験の項目及び教科(科目等)専門試験の項目の内容に関する口述試験 | 当日指定する簡単な日用品の設計、加工及び組立て | 当日指定する題材に基づく絵画、彫刻等の制作及び作品についての説明 | 人権意識、倫理観、表現力、創造力、指導力、社会性、積極性、協調 | 力、指導力、社会性、積極性、協調 | 討議 | 救急法等養護教諭として必要な実技 | 当日指定する議題についての集団討議 | リスニングテスト | 被服製作及び調理実習 | 当日指定する簡単な日用品の設計、加工及び組立て | 当日指定する題材に基づく絵画、彫刻等の制作及び作品についての説明 | 主題の適切な設定、発想力、表現力、安全への配慮及び指導上の留意点の理解 | 疾患等に関する専門的知識に基づく観察、診断、救急処置等の技能 | 積極性、発言の内容、表現力及び技術力 | 発言の要旨を聴き取る能力及び当該要旨を書き取る能力 | 基礎的な知識及び技能、完成品の品質並びに製作又は調理に取り組む態度 | 設計図の分かりやすさ、加工技術及び工程の正確さ、安全への配慮、材料及び独創性並びに作品の品質、性能 | 力、安全への配慮及び指導上の留意点の理解 | | | |
| | | | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 | (一) 教員として必要な教職専門分野に関する基礎的知識及び理解 (二) 教科等の指導に必要な専門的知識及び技能並びに受験者が有する専門的知識及び経験と教育との関連性 (三) 教員としての適性及び教育に関する熱意 | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 | 表現力、判断力、社会性、積極性、協調性等 |

(2) 社会人特別選考、スポーツ・芸術特別選考及び理療科教諭特別選考

| 集団面接 | 小論文 | 試験 | 実技 |
|---------------------|-----|--|---|
| 模擬授業及び討議 | 小論文 | 体育実技(小学校及び特別支援学校小学部の志願者) 音楽実技(小学校及び特別支援学校小学部の志願者) | 音楽実技(小学校及び特別支援学校小学部の志願者) |
| 性教育に関する熱意、教員としての適性等 | | 陸上運動、器械運動、ボール、水泳 | 課題曲のうち当日自ら指定したものに簡単なピアノの伴奏をつけての歌唱及び任意の楽器又は任意のピアノ曲その他の器楽曲の歌唱又は演奏 |
| | | 試験の内容のそれぞれの項目について、児童を指導する上で必要な知識及び技能の習得の状況並びに運動に取り組む態度 | 歌唱及び演奏に関する技能、表現力並びに指導力 |

(一) 評価の方法
各試験の項目について、それぞれの評価の視点に基づき、各試験の項目ごとにそれぞれの成績の上位からS、A、B、C及びDの五段階に区分して評価します。

(二) 選考の方法
各試験の項目の評価の結果に基づき、出願時の提出書類等を考慮しつつ、受験者の人物を重視して総合的に判断します。

十三 第一次試験の合格者の発表日等
平成二十三年八月九日(火曜日)とし、同日午前九時に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、受験者全員に文書で結果を通知します。なお、不合格者に対しては、総合成績の上位からA、B、C、D及びEの五段階に区分した選考結果並びに受験者全員の各試験の項目の得点の上位からa、b、c、d及びeの五段階に区分した試験の項目ごとの評価結果を通知します。

十四 採用候補者名簿への登載等
(一) 第二次試験の結果に基づき、採用候補者を採用候補者名簿に登載し、平成二十三年九月二十九日(木曜日)午前九時に採用候補者名簿に登載された者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示します。
また、第二次試験の受験者全員に文書で登載の有無を通知します。
(二) 第二次試験の不合格者に対し、総合成績の上位からA、B、C及びDの四段階に区分した選考結果並びに第二次試験の受験者全員の各試験の項目の得点の上位からa、b及びcの三段階に区分した試験の項目ごとの評価結果を通知します。
(三) 第一次試験を受験し、第二次試験で不合格となった者のうち、総合成績がA又はBであるものに対しては、平成二十五年山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験(平成二十四年度と同一の選考区分の校種等の教科(科目等)を志願する場合に限る。)を免除します。
(四) 平成二十四年度採用候補者名簿に登載された者で大学院へ進学するために採用の

| 校種 | 資格 | | | |
|--------|------------|------------|------------|----------------------|
| | 博士の学位を有する者 | 修士の学位を有する者 | 学士の学位を有する者 | 短期大学の学位又は準学士の称号を有する者 |
| 小学校 | 二七七、四六八円 | 二三一、六八四円 | 二〇八、三三四円 | 一八二、一二八円 |
| 中学校 | 二七七、四六八円 | 二三四、二九五円 | 二二九、六七九円 | 一九二、〇五〇円 |
| 高等学校 | 二九一、三四三円 | | | |
| 特別支援学校 | | | | |

- 延期を申し出たものうち、次のいずれにも該当するものは、平成二十六年年度採用候補者名簿に登載します。
- 平成二十六年三月三十一日までに大学院の修士課程を修了する見込みの者
 - 平成二十六年三月三十一日までに教育職員免許法に基づき授与された各相当の専修免許状を有する者となる見込みの者
 - 平成二十四年度採用候補者名簿に登載された者で平成二十三年四月一日以降に大学院へ進学し、引き続き修学するために採用の延期を申し出たものうち、次のいずれにも該当するものは、平成二十五年年度採用候補者名簿に登載します。
 - 平成二十五年三月三十一日までに大学院の修士課程を修了する見込みの者
 - 平成二十五年三月三十一日までに教育職員免許法に基づき授与された各相当の専修免許状を有する者となる見込みの者
 - 採用候補者の選考に当たっては、志願する校種等及び教科以外の校種等及び教科に係る普通免許状の取得状況、司書教諭の講習の受講状況並びに英語に関する能力に関する試験の成績についても考慮します。なお、平成二十四年三月三十一日までに当該普通免許状の取得ができない場合又は当該講習を修了することができない場合は、採用候補者名簿から抹消することがあります。
 - 採用候補者名簿に登載された者のうち平成二十四年三月三十一日までに三の(一)の2又は4の普通免許状(水産(航海系)の志願者にあつては当該普通免許状及び三の(一)の5の海技免状、水産(機関系)の志願者にあつては当該普通免許状及び三の(一)の6の海技免状。以下同じ。)を取得する見込みの者が同日までに当該普通免許状の取得ができない場合は、採用候補者名簿から抹消します。
 - 採用は、採用候補者名簿に登載された者のうちから必要に応じて決定します。
 - 日本の国籍を有しない者については、任用の期限を付さない常勤の講師として採用します。
- 十五 給与
 給料(義務教育等教員特別手当を含む。)は、原則として一月当たり次の表のとおり支給されますが、このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

注 給料の月額は、平成二十三年四月一日現在のものです。
 十六 その他

- 連絡場所を変更した場合又は就職その他の事情により志願を辞退する場合には、必ずその旨を山口県教育庁教職員課(電話〇八三一九三三―四五五〇)に連絡してください。
- この試験について不明な点がある場合には、山口県教育庁教職員課に問い合わせてください。



山口県選挙管理委員会告示第五十号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正 頭

「大島郡周防大島町大字小松一三八八の一」を「大島郡周防大島町大字小松一四一五の一」に改める。



山口県公安委員会告示第二十二号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十三年五月十三日

山口県公安委員会

- 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

| 種別 | 級 | 受検定員 |
|--------|----|------|
| 雑踏警備業務 | 一級 | 三十名 |
- 検定に係る試験の日時及び場所
 - 学科試験

日時 平成二十三年八月十八日(木曜日)の午前十時から正午まで
場所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部

(二) 実技試験
日時 平成二十三年九月九日(金曜日)の午前九時から午後五時まで
場所 山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同年以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十三年六月十三日(月曜日)から同月十七日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書
(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び

撮影年月日を記入すること。)二枚
受検手数料
一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一七)にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別 級 受検定員
雑踏警備業務 二級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 平成二十三年八月十八日(木曜日)の午前十時から正午まで
場所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 平成二十三年九月六日(火曜日)の午前九時から午後五時まで
場所 山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十三年六月十三日(月曜日)から同月十七日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一七)にすること。